

箕輪町国民健康保険税減免取扱要綱（平成28年箕輪町告示第124号）の一部を次のように改正する。

令和3年12月13日

箕輪町長 白鳥 政徳



第7条を第8条とする。

第6条第1項中「又は別表第2」を「、別表第2又は別表第3」に改め、同条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

（刑事施設等に入所されている者に対する減免）

第6条 条例第25条第1項第4号に該当する者に対する減免額は、別表第3に定めるところによるものとする。ただし、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第59条各号のいずれかに該当するに至った日から同条各号のいずれにも該当しなくなった日までの間に、保険者から任意給付を受けた者は適用しない。

別表第1中「第6条」を「第7条」に改め、同表中「第23条」の次に「第1項」を加える。

別表第2中「第6条」を「第7条」に改め、同表中「第23条」の次に「第1項」を加え、同表の次に次の1表を加える。

別表第3（第6条及び第7条関係）

区分	減免額		添付書類
国民健康保険法第59条各号のいずれかに該当することとなった者	加入者が1人の世帯の場合	所得割、均等割及び平等割に10分の10を乗じて得た額	在所証明書等の入所の期間がわかる証明書
	加入者が複数の世帯の場合	国民健康保険法第59条各号のいずれかに該当する被保険者に係る所得割及び均等割の全額	

様式第1号中「第6条」を「第7条」に改め、同様式中「

国民健康保険税減免申請書

第 〇〇 号
年 月 日

箕輪町長 様



申告者
住所

氏名



電話番号

箕輪町国民健康保険税条例第25条の規定に基づき、次のとおり申請します。

減 免 申 請 事 項			
税 目	年 度	納税通知書番号	税 額
国民健康保険税			円
申請理由			

」を「

様式第1号（第7条関係）

国民健康保険税減免申請書			
			第 年 月 日
箕輪町長			
申告者			
住 所			
氏 名			
電話番号			
箕輪町国民健康保険税条例第25条の規定に基づき、次のとおり申請します。			
減 免 申 請 事 項			
税 目	年 度	納税通知書番号	税 額
国民健康保険税			円
申請理由			

」に改める。

様式第2号中「第6条」を「第7条」に改め、同様式中「

様式第2号（第6条関係）

国民健康保険税減免承認（不承認）通知書

第 号
年 月 日

様

箕輪町長



年 月 日付けで提出された国民健康保険税の減免申請については、箕輪町国民健康保険税条例第25条の規定により下記のとおり 承認した・承認しなかった ので通知します。

記

区分	年度	年度	（決定事項）	
	納税通知書番号			
年 税 額				
減 免 税 額				
差引納付税額				

上記決定について、不服がある場合には、通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、町長に対して審査請求をすることができます。

」を「

様式第2号（第7条関係）

国民健康保険税減免承認（不承認）通知書

第 号
年 月 日

様

箕輪町長

印

年 月 日付で提出された国民健康保険税の減免申請については、箕輪町国民健康保険税条例第25条の規定により下記のとおり承認した・承認しなかった ので通知します。

記

区分 \ 年度	年度	(決定事項)
納税通知書番号		
年 税 額		
減 免 税 額		
差引納付税額		

上記決定について、不服がある場合には、通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、町長に対して審査請求をすることができます。

」に改める。

様式第3号中「第6条」を「第7条」に改め、同様式中「

国民健康保険税減免事由消滅申告書		年 月 日
箕輪町長 様 申告者 住所 氏名 ⑩ 電話番号		
年 月 日 第 号の減免承認通知書により減免を承認 されましたが、下記のとおり減免の事由が消滅しましたので申告します。		
記		
減免を受けた状況	年度・期別	年度 期 ~ 年度 期
	税 額	円
減免の事由が	消 滅 事 由	
消滅した状況	消 滅 年 月 日	年 月 日
備 考		

」を「

国民健康保険税減免事由消滅申告書

年 月 日

箕輪町長

申告者

住所

氏名

電話番号

年 月 日 第 号の減免承認通知書により減免を承認
 されましたが、下記のとおり減免の事由が消滅しましたので申告します。

記

減免を受けた状況	年度・期別	年度 期 ~ 年度 期
	税 額	円
	事 由	
消滅減免の事由が	消 滅 事 由	
	消 滅 年 月 日	年 月 日
備 考		

」に改める。